

第 24 期 第 20 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年1月31日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 2 0 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 1 月 3 1 日)

○開催日時 令和 4 年 1 月 3 1 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号 | 農地等に係る贈与税の納税猶予に関する証明について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 号 | 賃借料情報の提供について |

○出席委員（27名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
19番	木	幡		誠	20番	浦	山	宏	一
21番	山	田	良	雄	22番	押	田	賢	二
23番	林		武	雄	24番	伊	藤	一	吉
					25番	竹	花	新	吉

○欠席委員（なし）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

12番	中	村	繁	男	13番	小	島	敏
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.2番 中 村 繁 男 ⑩

議席1.3番 小 島 敏 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 20 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 27 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。12 番中村委員、13 番小島委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 3 件ございます。1 号は農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農用地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ、北海道農業公社の買入が必要との判断から調整を行いました。双方の合意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 1 号で提案し御審議いただく予定です。2 号及び 3 号は、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について、一時貸付を行う内容でございます。旧所有者につきましては、2 号が さん、3 号が さんとなっています。今後の取扱いについては後の議案第 4 号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m²。農地の所有者、
番地、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、不成立。

第2号、あっせん候補者、番地の、
。あっせん対象地、— 外 筆、計 m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額
円。

第3号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計 m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額
円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第1号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。2号及び3号につきまして、信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

はい、それでは2号、3号について説明いたします。関連がありますので、まとめて説明いたします。まず始めに、2号のさんが借り入れる土地ですが、元さんの住宅周りを牛舎も含めて買い取って営農していたわけですが、周りの土地については他の方が賃貸している状況にありました。今回、合理化事業を使ってさんが取得に向けての一時貸付を行う内容です。3号のさんが取得する土地についてですが、さんが地域内の端から端への移転ということで、元々持っていたさんの土地に隣接するさんが増反したいということで、一時貸付に至るという調整を行いました。よろしくお願いします。

○議長(小野会長)

報告第1号について委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。本件は6件ございます。全件、農地所有者の申出により、新たに所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

次号から6号までの農地の所有者、あっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で1年目、[]円、2年目以降、[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で1年目、[]円、2年目以降、[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]

■ m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 ■
■ 円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号から6号につきまして、3番齊藤委員お願いいたします。

○3番 齊藤委員

はい、説明いたします。■さんですが、現在、営農は続けていますが、今年の秋頃をもって営農を中止する予定であり、それに伴い春から牧草の収穫もしないということで、あっせんとなりました。生前贈与を受けているので賃貸とし、一部 ■■については、自身が取得した農地ですので売買となりました。地域の調整の結果、この様になりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第2号について委員説明が終わりました。それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和3年10月29日開催の第17回総会にて御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗

読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興地域整備計画変更における計画変更完了通知がありました令和3年12月8日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和3年11月29日開催の第18回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。

許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年12月21日としております。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

この案件は、[]の案件ですので、[]の[]であります[]委員につきましては議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は1件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第1号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は1件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和4年1月17日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。

ここで、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間、許可日から30年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和4年2月28日から20年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間は、許可日から30年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和4年2月28日から30年間。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては1番及川委員。2号につきましては21番山田委員。3号、4号につきましては20番浦山委員。5号につきましては12番中村委員。

ここで、2号につきましては[]委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、2号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。[]さんと[]の使用貸借ですが、契約期間満了に伴い20年間の再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第2号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

（[]番 []委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは1号につきまして、1番及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

はい、説明いたします。[]さんはもう10年以上家を手伝っている様で、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号及び4号を20番浦山委員お願いいたします。

○20番 浦山委員

はい、説明いたします。3号と4号は関連でございます。今回、[]さんが代表となりまして、[]という法人を設立することになりました。それに伴いまして義理のお父さんである[]さん、それから[]さん本人、それぞれ所有する土地を新法人に使用貸借する案件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして5号を12番中村委員お願いいたします。

○12番 中村委員

はい、説明いたします。父親の[]さんから、息子の[]さんが代表を務める法人へ土地を使用貸借する案件でございます。期間満了に伴い同条件で30年間使用貸借する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第2号の2号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第2号の2号を除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号2号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[]^m。目的、農家住宅建設。計画内容、住宅外、[]
[]^m。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振地。転用者氏名、[]番地の

、

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

はい、説明いたします。昨年11月中に現地を見てまいりました。奥さんの母の住宅を建てるものです。今の住宅から道路を挟んだ場所の一角に建設するということでした。面積的にも最小限で問題ないと思います。

○議長（小野会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で14件ございます。内訳は所有権の移転が2件、利用権の設定が12件でございます。それでは所有権の移転から朗読いたします。

所有権の移転の第1号については報告第2号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年2月1日。対価、円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年11月30日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

第2号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外筆、計[redacted]m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、同上。所有権の移転時期、同上。対価、[redacted]円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、令和4年3月23日。引渡しの日、同上。当事者間の法律関係、同上。

続いて利用権の設定です。

利用権の設定の第1号から第7号については報告第1号及び2号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年2月1日。終期、令和8年11月29日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から4号までの内容、始期、次号から第12号までの利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第2号、設定する利用権、終期、同上。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、同上。

第3号、設定する利用権、終期、令和14年1月31日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。

次号から7号までの終期、次号から第9号までの借賃の支払方法は同文ですので朗読を省略します。

第4号、設定する利用権、借賃、1年目、[redacted]円、2年目以降、[redacted]円。

第5号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和5年1月1日。借賃、1年目、[redacted]円、2年目以降、[redacted]円。

第6号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年2月1日。借賃、年間[redacted]円。

次号から12号までの始期は同文ですので朗読を省略します。

第7号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間[redacted]円。

第8号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権の設定をする土地、[redacted]—[redacted]外筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和9年1月31日。借賃、年間[redacted]円。調整委員、小島委員、齊藤委員。

次号から10号までの終期は同文ですので朗読を省略します。

第9号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権の設定をする土地、[redacted]—[redacted]外筆、計[redacted]

■ m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間 ■ 円。調整委員、同上。

第 10 号、利用権の設定を受ける者、 ■ 番地の ■、 ■。利用権の設定をする土地、 ■ ー ■ 外 3 筆、計 ■ m²。利用権の設定をする者、 ■ 番地の ■、 ■。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 ■ 円。借賃の支払い方法、毎年 10 月 31 日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、藤田委員、林委員。

第 11 号、利用権の設定を受ける者、 ■ 番地の ■、 ■。利用権の設定をする土地、 ■ ー ■ 外 ■ 筆、計 ■ m²。利用権の設定をする者、 ■ 番地の ■、 ■。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和 14 年 1 月 31 日。借賃、年間 ■ 円。借賃の支払い方法、毎年 8 月 31 日及び 10 月 31 日の 2 回に分けて指定口座に振り込むものとする。調整委員、中村委員、大内委員。

第 12 号、利用権の設定を受ける者、 ■ 番地の ■、 ■。利用権の設定をする土地、 ■ ー ■、計 ■ m²。利用権の設定をする者、 ■ 番地の ■、 ■。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和 9 年 1 月 31 日。借賃、年間 ■ 円。借賃の支払い方法、毎年 11 月 30 日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、浦山委員、中洞委員。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 4 号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。ただし所有権の移転の 1 号につきましては、報告第 2 号で説明済み、所有権の移転の 2 号につきましては北海道農業公社の買戻案件、利用権の設定の 1 号から 7 号につきましては報告第 1 号及び第 2 号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

利用権の設定の 8 号及び 9 号につきましては 13 番小島委員。10 号につきましては 6 番藤田委員。11 号につきましては 12 番中村委員。12 号につきましては 20 番浦山委員。

それでは 8 号及び 9 号につきまして、13 番小島委員お願いいたします。

○13 番 小島委員

はい、説明いたします。去年の暮れに ■ さんから畑を貸したい旨の相談を受けて調整したものです。 ■ さんですが、搾乳はもう十数年行っており、育成の経営となっています。今回は離れ地の 50 町近い面積を近隣農家である ■ さんと ■ さんに 1 町あたり ■ 円の単価で 5 年の賃貸となりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして 10 号を 6 番藤田委員お願いいたします。

○ 6 番 藤田委員

はい、説明します。■さんと■さんの賃貸の期限が来ましたので再設定をするものです。なお賃料については■さんの方から安くしてあげたいという希望がありましたので前の賃料より安くなっております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして 11 号を 12 番中村委員お願いいたします。

○ 12 番 中村委員

はい、説明いたします。■さんと■さんの賃貸の更新案件です。同条件でまた 10 年間賃貸するということになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして 12 号を 20 番浦山委員お願いします。

○ 20 番 浦山委員

はい、説明いたします。■さんと■さんの賃貸期間が満了しましたので、同条件で再設定することとなりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 4 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 4 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 10 議案第 5 号

○議長（小野会長）

日程第 10 議案第 5 号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 5 号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。

今月は 1 件の申請がありました。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、所在、■ー■外■筆、面積■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■番地の■、■。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは 1 号につきまして 1 4 番羽石委員お願いいたします。

○1 4 番 羽石委員

はい、御説明いたします。1 2 月に芳賀委員と押田委員と事務局で現場を調査してまいりました。現地は施設が立ち並んでいる場所で、古いラップなども置いてあり、雑種地として見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 5 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 5 号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 5 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 1 1 議案第 6 号

○議長（小野会長）

続きまして日程第 1 1 議案第 6 号「農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 6 号、農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について。次の者から租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項及び同条第 6 項並びに同法第 7 0 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける贈与税の納税猶予の適用に関し証明願が提出されたので「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（令和 2 年 4 月 1 日付け農林省構造改善局長通知）」の規定により証明する。

本議案の説明前に贈与税の納税猶予制度について説明させていただきます。贈与税の納税猶予制度は、父若しくは母などの贈与者から、その農業に供している農地の全部を後継者、推定相続人の 1 人に贈与した場合には、後継者

に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者または後継者のいずれかが死亡したときに免除されるという制度です。それでは議案について説明させていただきます。

本議案は、農地等についての贈与税の特例適用を継続して受けるため、申告期限の翌日から起算して毎3年を経過する日までに提出するものであり、提出する届出書には農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明を要するとされていることから、その要件に該当する旨の証明についてお諮りするものです。

本年度の対象者につきましては、自らが農業経営を続けていることを証明する租税特別措置法第70条の4第1項の該当者が35件、その受贈者が農業者年金受給に伴い推定相続人の1人に使用貸借するため農地の移動はなかったものとみなされる同法第70条の4第6項の該当者が1名1件、納税猶予の規定の適用を受ける農地等について特定貸付されていることを証明する同法第70条の4の2第1項の該当者が5名7件の合計43件であります。以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第7号「賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第7号、賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について、次のとおり提供を行うものとする。本件は議案書記載のとおり牧草畑について各推進委員会別に1ヘクタール当たりの平均額、最高額、最低額及びデータ数を記載しております。こちらは朗読を省略させていただきます。集計に当たりましては、令和3年1月1日から令和3

年12月31日までのデータを集計しております。賃借料情報につきまして本総会議決後に町ホームページ等を通じて広く周知したいと考えております。

また、参考までに別海町全域の1ヘクタール当たりの平均額を申し上げます。平均額は2万5,611円でございます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8 番加藤真純委員。

○8 番 加藤真純委員

最高額と最低額の端数について、端数が出るような単価の評価をした覚えがないがどうか。

○事務局（川原主任）

端数が出ているのは、3条許可が出た相対の賃貸によるものです。

○8 番 加藤真純委員

分かりました。

○議長（小野会長）

その他、何かご質問はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。これをもちまして、第20回総会を閉会します。